

こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税について

【概要】

日本では、安心して医療を受けられるように、すべての人が公的医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度と言います。国民健康保険はそうした保険のうちのひとつで、会社の健康保険（社会保険）などに入っていない人が加入します。

医療機関の窓口で資格確認書等を提示すると、3割（70歳以上の場合は原則2割）の自己負担で医療機関にかかることができます。残りの7割（または8割）は、国・県・市の公費のほか、国民健康保険税として加入している皆さんで少しずつ負担しています。安心して医療を受けられる環境を維持するために、国民健康保険税は決められた納期内に納付してください。

【納税義務者】

国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主を納税義務者として課税します。世帯主が、何の健康保険に加入しているかは関係ありません。

【賦課期日と月割課税】

1 賦課期日 その年度の4月1日

2 月割課税 賦課期日（4月1日）後に国民健康保険への加入、離脱及び異動（出生・死亡・転入・転出・他保険加入・他保険離脱など）があった場合、月末に資格がある分だけの月割課税となり、加入していた期間だけ課税されます。

【税額や納税通知書について】

税額は、世帯内の加入者の人数や加入者一人一人の前年の所得をもとに決められますので、世帯の状況によって異なります。毎年度、7月中旬に当初の通知書を、それ以降は原則として手続きした翌月に通知書（変更通知など）を送付します。納め方は原則として、7月から翌年2月までの8回で納めていただきます。

かにゆうてつづ おく
加入手続きが遅れると、さかのぼって国民健康保険税が課税されます。一度に多額の納税の必要に迫られる

じたい かいしゃ たいしよく しゃかいほけん ぬ ばあい すみ かにゆうてつづ
事態につながりますので、会社を退職して社会保険を抜けた場合などは速やかに加入手続きをしてください。

たいのう ざいりゅうしかく こうしん ししょう で ばあい ちゅうい
また滞納があると、在留資格の更新に支障が出る場合がありますのでご注意ください。

のうふほうほう 【納付方法】

のうふほうほう のうふしょ つか こんびに ぎんこう しゃくしよしゅうのうかとう しほら ほうほう ぎんこうこうざ ふりかえ
納付方法は、納付書を使ってコンビニや銀行・市役所収納課等で支払う方法と、銀行口座からの振替と、

こうてきねんきん てんび じょうけん がっち ばあい しゃくしよ おさ わす べんり
公的年金からの天引き（いくつかの条件に合致する場合のみ）があります。市役所では、納め忘れのなく便利

こうざふりかえ すす こうざふりかえ てつづ とりひきぎんこう しゃくしよ こくみんけんこうほけんか しゅうのうか
な口座振替をお薦めしています。口座振替の手続きは、取引銀行のほか市役所（国民健康保険課および収納課）

しゃくしよ きゃっしゅかーど ざいりゅうかーどとう ほんにんかくにんしよるい も かんたん てつづ
でもできます。市役所にキャッシュカードと在留カード等の本人確認書類をお持ちいただければ、簡単に手続

りよう
きできますのでご利用ください。

くわ こくみんけんこうほけんか かい ぼんまどぐち と あ
※詳しくは国民健康保険課（1階16番窓口）TEL 0276-47-1966へお問い合わせください。